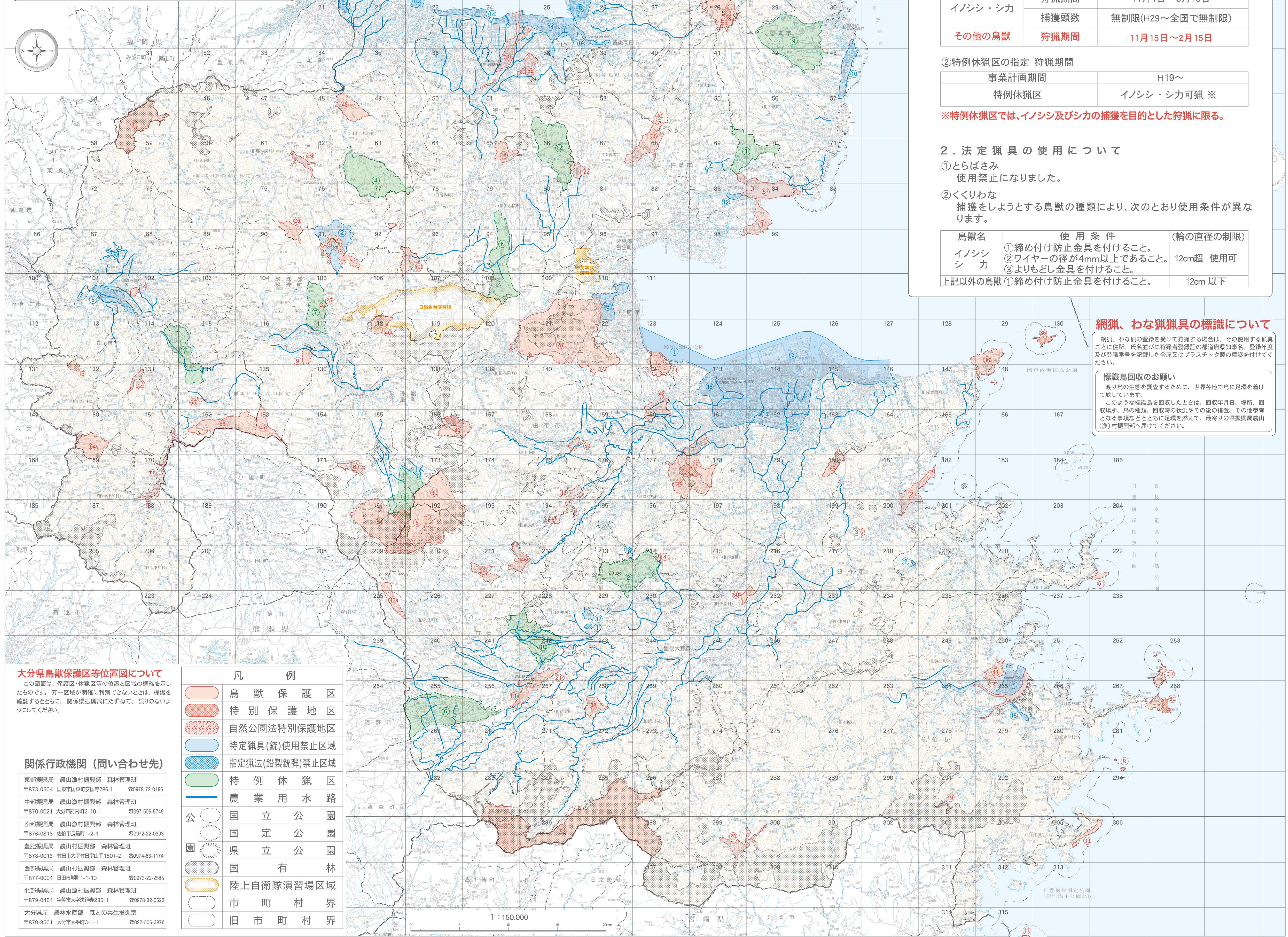


令和6年度

大分県鳥獣保護区等位置図

狩猟者登録証の返納は
狩猟期間満了後30日以内に！



大分県鳥獣保護区等位置図について

この図面は、保護区・休猟区等の位置と区域の概略を示したものです。万一区域が明確に判別できないときは、標識を確認するとともに、関係振興課にたずねて、誤りのないようになしてください。

凡 例	
	鳥 獣 保 護 区
	特 別 保 護 地 区
	自然公園法特別保護地区
	特定猟具(銃)使用禁止区域
	指定猟具(鉛製銃弾)禁止区域
	特 例 休 猟 区
	農 業 用 水 路
	国 立 公 園
	国 定 公 園
	県 立 公 園
	国 有 林
	陸上自衛隊演習場区域
	市 町 村 界
	旧 市 町 村 界

関係行政機関（問い合わせ先）

東部振興局 農山漁村振興部 森林管理班	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 ☎0978-72-0156
中部振興局 農山漁村振興部 森林管理班	〒870-0021 大分市南内3-10-1 ☎097-506-5749
南部振興局 農山漁村振興部 森林管理班	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 ☎0972-22-0393
豊肥振興局 農山漁村振興部 森林管理班	〒878-0013 竹田市大字竹田字手1501-2 ☎0974-63-1174
西部振興局 農山漁村振興部 森林管理班	〒877-0004 日田市城町1-1-10 ☎0973-22-2585
北部振興局 農山漁村振興部 森林管理班	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1 ☎0978-32-0822
大分県庁 農林水産部 森との共生推進室	〒870-8501 大分市大手町3-1-1 ☎097-506-3876

大分県における狩猟に関する規制について

平成19年度から次のとおり狩猟に関する規制が変わりましたので、変更内容を確認したうえで狩猟を行ってください。
なお、他の都道府県で狩猟者登録をして狩猟を行う場合は、規制の内容が異なりますので、事前に確認のうえ狩猟を行ってください。

1. 規制緩和等

①第二種特定鳥獣管理計画による緩和

鳥獣名	内 容	H19～
イノシシ・シカ	狩猟期間	11月1日～3月15日
	捕獲頭数	無制限(H29～全国で無制限)
その他の鳥獣	狩猟期間	11月15日～2月15日

②特例休猟区の指定 狩猟期間

事業計画期間	H19～
特例休猟区	イノシシ・シカ可猟 ※

※特例休猟区では、イノシシ及びシカの捕獲を目的とした狩猟に限る。

2. 法定猟具の使用について

①とらばさみ 使用禁止になりました。

②くくりわな 捕獲しようとする鳥獣の種類により、次のとおり使用条件が異なります。

鳥獣名	使用条件	(輪の直径の制限)
イノシシ・シカ	①締め付け防止金具を付けること。 ②ワイヤーの径が4mm以上であること。 ③よりもどし金具を付けること。	12cm超 使用可
上記以外の鳥獣	①締め付け防止金具を付けること。	12cm 以下

- ### ◎狩猟に関する注意事項
- 銃は、獲物をよく確かめて安全と猟獲の自信があれば発砲しないこと。
 - 先着の狩猟者の先廻りをしないこと。
 - 狩猟場への在猟上は銃口を閉じないこと。
 - クレーンやクレーン吊り下りなど、安全装置等に特に注意すること。
 - 電柱や電線および指示板などに損傷をあたえないこと。
 - 鳥獣保護区及び特別保護地区、休猟区、公道、自然公園法特別保護地区、都市公園、社寺境内、墓地などでは鳥獣の捕獲が禁止されている。
 - 銃の禁止されている場所、時間、方向等
 - 特定猟具使用禁止区域(銃)
 - 市街その他人立ち多い密の場所及び乗入群衆の場所
 - 銃は日没後から日の出前までは禁止されている。
 - 銃口の通すおそれのある入道、建物、汽車、電車、自動車又は船舶に向って銃撃すること。
 - 網、罠その他の罠のある土地、作物のある土地での狩猟は占有者の承諾が必要である。
 - 銃や実銃、火薬類の保管は、堅固な保管庫等に施設し保管すること。
 - 狩猟するときは、狩猟者記章を着用し、狩猟者登録証、銃所持許可証、および大分県鳥獣保護区等位置図を携帯すること。
 - 山火事を起さないように注意すること。

◎狩猟鳥獣の種類

鳥 類	種 類	注 意 事 項
鳥 類	マカモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハンビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロハシロ・エゾライチョウ・ヤマドリ(亜種コシノヤマドリ)・アマガシ(亜種コシノアマガシ)・コジノクイ・ヤマシギ(注:別種のアマミヤシギを食まない)、タシギ・キジバト・ヒヨドリ・ニユウナシズメ・スズメ・ムクドリ・ミヤマガラス・ハンボガラス・ハシトガラス・カワウ 以上26種	マカモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハンビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロハシロ・エゾライチョウ・ヤマドリ(亜種コシノヤマドリ)・アマガシ(亜種コシノアマガシ)・コジノクイ・ヤマシギ(注:別種のアマミヤシギを食まない)、タシギ・キジバト・ヒヨドリ・ニユウナシズメ・スズメ・ムクドリ・ミヤマガラス・ハンボガラス・ハシトガラス・カワウ 以上26種
	クマキ・キツネ・ノドクサ(鳥類のツツマシを除外)、イタチ(オスに限る)、ハクビシ・イノシシ(注:種類イノシシを食む)、ニホンジカ・タイワンジカ・シマリス・ヌートリア・ユキウサギ・ノウサギ 以上20種	クマキ・キツネ・ノドクサ(鳥類のツツマシを除外)、イタチ(オスに限る)、ハクビシ・イノシシ(注:種類イノシシを食む)、ニホンジカ・タイワンジカ・シマリス・ヌートリア・ユキウサギ・ノウサギ 以上20種

但し、次の狩猟鳥獣は捕獲が禁止されています。
 ◎メスキジ・メスヤマドリ(大分県全域において、令和8年9月14日まで)
 ◎オスノドクサは、九州全域で絶滅したとされているため、九州全域で捕獲禁止区域から削除されました。
 ※バン・ゴイサギは、令和4年9月15日付けで狩猟鳥獣から外れました。

◎狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	1日当たりの制限羽数又は頭数
ヤマドリ、キジ及びコウライキジ	合計して 2羽
エゾライチョウ	合計して 2羽
コジノクイ	合計して 5羽
マカモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハンビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して (罠を使用するにあつては狩猟期間ごとに200羽)
ヤマシギ(アマミヤシギを除く。)	合計して 5羽
キジバト	合計して 10羽

- ### ◎陸上自衛隊演習場への立ち入り禁止
- 陸上自衛隊日出生台及び十文字原演習場への立ち入りについて禁止されており、絶対立ち入りしないこと。
陸上自衛隊
- ### ◎ガンカモ類調査日の狩猟自粛について
- ガンカモ類調査一斉調査は、例年1月の第2日曜日を基準日として行っています。調査日はカモ類の狩猟を行わないよう、ご協力願います。
- ### ◎網罠、わな猟具の標識について
- 網罠、わな猟具の登録を受けて狩猟する場合は、その使用する猟具ごとに住所、氏名並びに狩猟者登録証の都道府県知事名、登録年度及び登録番号を記載した金属又はプラスチック製の標識を付けてください。
- ### ◎標識鳥回収のお願い
- 渡り鳥の生態を調査するために、世界各地で鳥に足環を付けて放します。このような標識鳥を回収したときは、回収年月日、場所、回収場所、鳥の種類、回収時の状況やその後の措置、その他参考となる事項などとともに足環を添えて、最寄りの県環境農山(漁)村振興部へ届けください。

大分県における日の出、日の入時刻「国立天文台資料による」(R06年度)

日	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月
日の出	6:32	6:59	7:06	7:17	7:29
日の入	17:22	17:06	17:09	17:09	17:06

*「日の出」「日の入」の時間が1分前後することがありますので必ず新聞で確認すること。